

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成30年3月9日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 矢幅駅西口ショッピングセンター 紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第5地割 300番
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称
 - ア 株式会社ユニバース
 - イ 株式会社サンデー
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
 - ア 株式会社ユニバース
 - イ 株式会社サンデー
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成30年10月28日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 6,336平方メートル
 - (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
 - ア 収容台数 302台
 - イ 出入口 3箇所
 - (7) 駐輪場の収容台数 181台
 - (8) 荷さばき施設の面積 241平方メートル
 - (9) 廃棄物等の保管施設の容量 53立方メートル
 - (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 株式会社ユニバース
 - (ア) 開店時刻 午前9時
 - (イ) 閉店時刻 午前0時
 - イ 株式会社サンデー
 - (ア) 開店時刻 午前7時
 - (イ) 閉店時刻 午後9時
 - (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時45分から翌午前0時15分まで
 - (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ア 株式会社ユニバース 午前6時から午後9時まで
 - イ 株式会社サンデー 午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日 平成30年2月27日
- 3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び矢巾町役場